

**ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における
コスト算定等に関する研究会
(第14回)議事概要**

1. 日時: 2024 (令和6) 年10月4日 (火) 15:00~16:24

2. 場所: Web会議による開催

3. 出席者:

(1) 委員:

関口博正主査 (神奈川県大学経営学部教授)、相田仁主査代理 (東京大学特命教授)、
春日教測構成員 (東洋大学経済学部教授)、
北口善明構成員 (東京科学大学情報基盤センターマネジメント准教授)、
砂田薫構成員 (国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主幹研究員)、
高橋賢構成員 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授)、
長田三紀構成員 (情報通信消費者ネットワーク)

(2) オブザーバ:

一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、
東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、
KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

(3) 事務局(総務省総合通信基盤局):

- ・ 電気通信事業部 大村真一電気通信事業部長
- 堀内隆広基盤整備促進課長、大堀芳文基盤整備促進課企画官、
望月俊晴基盤整備促進課課長補佐

4. 議題:

- (1) 第二弾の総務省令案の考え方原案について (事務局説明)
- (2) 意見交換

5. 議事録

【寺沢係長】 事務局でございます。定刻になりましたので、会議開始に先立ちまして事務局から御案内をさせていただきます。

本日は、オンライン会議による開催となりますことから、皆様が発言者を把握できるよ

うにするため、御発言いただく際には、冒頭にお名前をお伝えいただきますようお願いいたします。また、ハウリング防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、併せてお願いいたします。

なお、構成員の皆様におかれましては、音声がつながらなくなった場合には、チャット機能などを必要に応じて御活用いただきますようお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行は関口主査をお願いしたいと存じます。

関口主査、よろしくをお願いいたします。

【関口主査】 関口でございます。すみません。大学の上り回線が大分弱いので、顔出しはオフにさせていただきます。

ただいまから、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会第14回会合を開催いたします。

まずは、事務局から配付資料の確認をお願いします。

【望月補佐】 事務局でございます。

本日の資料は、議事次第、資料及び参考資料であり、構成員の皆様には事前に送付しております。また、傍聴されている方には、資料を掲載している総務省ウェブサイトをご案内しております。以上でございます。

【関口主査】 ただいまから議事に入ります。

これまで、交付金・負担金に係る制度の具体化に向けまして、事業者等ヒアリングや意見交換を行ってまいりました。本日は、「第二弾の総務省令の考え方原案」につきまして事務局からの説明を伺い、その後、意見交換に移りたいと思います。

まずは事務局から説明をお願いいたします。

【大堀企画官】 総務省総合通信基盤局基盤整備促進課の大堀でございます。本日の議題(1)に関し、右上に資料と書かれておりますものを使いまして、今年度第二弾となる総務省令の制定等に関する考え方の原案について御説明申し上げます。

右上に通し番号を振っておりますので、私から申し上げるページ番号は、こちらを使わせていただきます。

まず、資料の構成についてでございます。全体12ページものになっておりますが、最初の10ページが、今回新規にBBユニバ制度の交付金と負担金の算定ルールなどを定める第二号算定等規則に関する部分になります。最後の2ページ、11ページ目と12ページ目が、既存の総務省令の一部改正に関する内容となります。

1 ページ目を御覧ください。

まず、第二号算定等規則について御説明申し上げます。全体としまして、これまでの審議会等における御議論を総まとめするようになっていますので、御確認の観点でお聞きいただければ幸いです。

新省令の正式名称を、「第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則」とすることを想定しております。黄色の網かけ部分は、先月、9月4日の事務局資料である考え方素案に既にその趣旨を記載していた事項を示します。黒丸の1つ分が一条分とお考えいただければと思います。

第一章総則には、目的、用語の整理を規定するとともに、3条目あたりで、遵守義務を定め、いわゆる大規模災害等の特別損失を想定した電話ユニバ制度でいうところの3条許可のようなものの根拠規定を盛り込みたいと思います。

次に、第二章では、交付金に関するルールを定めます。冒頭には、支援機関たるTCAから総務大臣に対してなされる交付金の額などの認可申請に関する事項を定めまして、次のページに続きます。

2 ページ目を御覧ください。

その交付金の額を算定する方法を定めてまいります。

まず、交付金の額は、第二種適格電気通信事業者ごとに計算します。現時点では、いわゆるワイ固専用型については規定しませんが、FTTHとHFCごとに、かつ、一般支援区域と特別支援区域ごとに、2つの判定式を使い分けまして計算してまいります。

(1)の一般支援区域、(2)の①のいわゆる大幅な赤字地域などについては、標準判定式を適用してまいります。(2)の②、令和5年6月16日の時点で、いわゆる公設地域か未整備地域であった町字で、その後民間移行又は新規整備を行った区域については、特異判定式を適用してまいります。

ただし、注釈でございますが、一度特別支援区域でなくなった以降も引き続き営業を続けまして、その後再び特別支援区域になったといたしましても、そこは(2)の①となりまして、標準判定式が適用されていくということになります。

続いて、3 ページ目を御覧ください。

(3)で、標準判定式については、ベンチマーク方式が適用されること、(4)で、特異判定式については、収入費用方式が適用されることを記載しております。

(5)には、電気通信事業法第107条第2号に規定された上限規定を記載しておりま

す。1つ目の横バーで、一般支援区域については、第二種適格電気通信事業者のBB役務の赤字幅を上限としまして、黒字事業者には交付金を零とすること、2つ目の横バーで、特別支援区域で黒字事業者が事業を展開する場合に、標準判定式が適用となる部分は既設設備でありますので、交付金額は零とすること、そして、3つ目の横バーで、第二種適格電気通信事業者ごとに見たときに、その抱える担当支援区域の全てについての合算した収支の赤字幅、これに満たない額を交付金の上限額とするということをそれぞれ記載しております。

4ページ目を御覧ください。

(6) 算定に当たって控除するものとして、3つ掲げております。ここでは、1つ目で、役務提供継続期間が一年超となる前の部分を日割りで控除したり、2つ目で、第二種負担金の徴収が上限である事業者の収益3%を超える場合の、その超えた部分を交付金額総額から控除したりする規定に続きまして、3つ目で、公設設備やIRU回線を第二種交付金で支援することにならないように、該当部分を控除することを記載することを想定しております。

そして、黒丸の1つ目で、事業者がTCAに届け出ていただく事項等を定めまして、黒丸の2つ目で、第二種適格電気通信事業者が新たな担当支援区域を抱えることになった場合の規定を追加することを想定しております。

次に、第二節、原価の計算に移ります。

第一款総則では、1つ目として、設備管理部門と設備利用部門の2つに分けること、2つ目として、初期整備費用ですとかIRU管理運営費を原価に含めないことを記載しております。

第二款、設備管理部門の原価では、(1)で、総務大臣が通知する手順というものを事業者にお示ししまして、それに従って事業者は毎年8月末までに原価を総務大臣に御報告いただくということになります。

次に、5ページ目を御覧ください。

(2)と(3)でFTTHについて記載しまして、(4)と(5)でHFCについて記載しております。

まず、(2)でございますが、FTTHに関し、アクセス回線部門がONUからOLTまでであること、海底ケーブル部門が海底ケーブルと陸揚局を対象範囲にすることを明示します。これらに加えて、特異判定式につきましては、FTTHの收容ルータを、毎年度の

報告を基にアクセス回線的に利用されているかを確認の上、情報の公表もしつつ、算定対象に含めることもあるということに記載しております。

(3)は、アクセス回線部門、海底ケーブル部門それぞれについて、原価の整理を行い、合計していただくことを記載しています。アクセス回線部門については、通信と放送の共用による配賦基準を3分の2にすることをはじめ、これまで御議論いただいていた内容を、海底ケーブル部門と併せて記載しております。

(4)は、HFCに関し、アクセス回線部門がCMからCMTSまでであること、海底ケーブル部門が、海底ケーブルと陸揚局を対象範囲にすることを明示し、これらに加えまして、特異判定式に関しては、先ほどのFTTHの収容ルータと同様の手続をもって、HFCの5Gコアも対応してまいります。

(5)では、HFCに関し、FTTHの標準判定式に係数を乗じて補正したものを判定式として適用することですとか、放送と通信の配賦基準を記載してまいります。

6ページ目を御覧ください。このページは、特異判定式の内容を記載しております。

(1)ですが、施設保全費等としては、個別の区域ごとの実際の構築費用に維持管理係数を掛け算した額を用い、ここでいう維持管理係数には、NTT東西さんが第一種指定電気通信設備に係る接続料の算定に用いる設備管理運営費比率を用いる旨規定したいと思えます。

また、設備更新に係る減価償却費は、設備更新に係る投資額を耐用年数で割り算した額を使いまして、資本コストは、実際の構築費用を取得固定資産価額として、第一種指定電気通信設備接続料規則に準じて算定する自己資本費用、他人資本費用及び利益対応税を用いる旨規定したいと思えます。

これらに加えまして、効率的な設備構築を行うために事業者が設置する既存の電柱等を用いる場合には、その設備の単価に利用数量を掛け算した額を使うことも記載してまいります。

次に、(2)ですが、皆様に先月御議論いただきました設備更新に係る減価償却費については、老朽化に加えまして、今回、道路拡幅工事等に伴う設備移転、いわゆる支障移転、鳥獣害等損壊、大雨、台風といった災害等による損壊にも対応したいと存じます。ただし、サービスマイグレーションとして行う設備更新という御提案もいただいたところですが、その部分につきましては、総務省において適切な審査が必要と思えますので、サービス維持の範疇を超えないと総務省が認める設備の更新に係るもののみを算入することとしたい

と思います。

また、民間移行時に事業者が自治体から維持管理費を得たような場合には、その自治体補填額を除外するとともに、事業者が自治体から公設設備を無償で譲り受けた場合には対応せず、旧公設設備をサービス維持の範疇で有償更新したときは、総務省の審査も経まして、当該更新部分については減価償却費として翌年度から算入すること、さらに、事業者が自治体から公設設備を有償で譲り受けた場合は、その減価償却費を算入し、補助事業等による構築資産が圧縮記帳されていない場合も、その補助による補助金額分を減価償却費から控除すること、そして、通信と放送の共用に関し、担当支援区域ごとに放送サービスと共用する回線数を把握した上で、放送サービスと共用する回線に限定し、費用を3分の2に圧縮することを規定してまいります。

7ページ目は、9月4日の事務局資料で御説明申し上げた部分になりますので、本日は割愛させていただきます。

そして、8ページ目に参ります。

第四款、設備利用部門の原価ですが、昨年審議会のワーキンググループでも御議論いただきましたとおり、広告宣伝費は計上しないことを明記したいと思います。

次に、第五款、原価等の公表ですが、2点記載しております。

1点目は、特異判定式の適用を受ける町字については、その原価や原価の算定根拠などを、経営情報等を除いた上で、毎年8月末までにインターネットを用いて公表しなければならないこと、2点目は、冒頭御説明した、いわゆる3条許可を得た部分を公表しなければならないことを規定します。

次に、第三節、第二種交付金の交付の特例になります。今申し上げました3条許可の部分は、既払い補填の性格を有する部分になりますが、今回のこのBBユニバの交付金制度は、そうした既払い補填的な要素ではなく、現状ある設備の維持管理を支援するという現状維持支援の性格が基本となります。この2つの要素、既払い補填的要素と現状維持支援的要素が不可分一体で含まれる制度となりますが、基本となる現状維持支援的な考え方が具体化された部分が、この黒丸3つになります。

1つ目が、会社更生法等の適用を受けた場合、2つ目は、撤退等をした場合、3つ目は、担当支援区域が支援区域でなくなった場合になります。これらの事象が生じた日以降は、日割り計算で交付金を交付しないこととなります。同様の考え方として、第二種適格電気通信事業者の適格性が失われた場合も、第二種適格電気通信事業者の指定の取消しをする

等の対応を採ることになります。

9 ページ目を御覧ください。

第三章では、負担金に関するルールを定めます。冒頭はT C Aの認可申請の部分であり、次の黒丸部分は第二種負担金の額の算定方法になります。先月、9月から御議論いただいた部分が多くを占めておりますが、第二種負担金自体は、「回線数」掛ける「告示で定める回線単価」で算定することになります。回線数のカウント方法については、ここに規定するか、あるいは、報告規則の様式に明示するかは、追って具体の条文制定時に総務省において検討してまいりたいと思いますが、一旦ここで御説明申し上げます。

自社網をローミング利用させていけば、他事業者側で一カウントします。いわゆるキャリアアグリゲーションなど周波数を一体的に運用する場合は一回線としてカウントすることは、既に素案で書かせていただいたとおりでございます。

次のポツですが、MVNOがその卸役務を利用して通信モジュール向けなどに役務を提供している場合には、その役務は卸元側の回線数にカウントしないこととします。そのために、どのように回線数を把握するかですが、前回、新たな御提案をいただきました。そこで、黄色の網かけが終わったところからですが、「当該回線数を把握するために」、一旦括弧を外して読み上げますが、総務省に対し、「一次MVNOと契約数3万以上の二次以降のMVNOから、MNOごと及び一次MVNOごとに回線数を報告していただく」ことにし、総務省への報告者たる一次MVNO、「契約数3万未満の一次MVNOについては、いわゆるL2接続をしている者に限る」こととし、いわゆる回線卸については、MNOから報告を受けることを想定しております。

なお、契約数3万以上の一次MVNOは、これまでの報告規則のフレームどおり、直接総務省に報告していただくこととさせていただきたいと思います。

次に、公衆無線LANアクセスサービスについてですが、前回、今週火曜日の御議論を踏まえまして、現在、事務局で案を精査中でございます。よって、次回の会合で案をお示しさせていただければと思っております。

最後のポツで、「全戸一括で契約する集合住宅向けBBサービスにつき、提供回線数を把握していない場合は最大戸数をカウントする」とさせていただきました。御議論を踏まえまして、審議会の累次の答申どおりと今回させていただければと思えます。

そして、総務大臣は、報告された回線数を支援機関に通知するということにします。

10 ページ目になります。

第二節は、収益の額の算定であり、10億円を超えたことの報告も盛り込みたいと思います。その他、第三節では、遅延利息の規定を盛り込むことを想定しております。そして、附則規定や様式、別表を実際の総務省令案では整えてまいりたいと考えております。

次に、既存の総務省令の一部改正の考え方をまとめてみましたので、御説明申し上げます。11ページ目を御覧ください。

まず、⑦ですが、「電気通信事業法施行規則」の改正になります。ここでは、下り名目速度1Mbpsに満たない役務とアンライセンスLPWAサービスを第二種負担金の算定に關係する役務の範囲から除外する作業と、電話ユニバ制度に関する第一号算定等規則の規定の中から、TCAに関する「第四章」という規定を電気通信事業法施行規則に移し替えてくる作業を行います。

また、区域指定や回線規模報告の時期の關係、既に第二種適格電気通信事業者に指定されている者に対して新たな担当支援区域を指定しようとする場合の規定の追加、第二種適格電気通信事業者に指定された年度以降の年度について、特別支援区域については毎年役務提供計画書や整備計画書を御提出いただきますが、その前年度版との変更点があれば、変更箇所とその理由を明らかにする書類を添付してもらった規定の追加、様式第38の2の3（第二号基礎的電気通信役務収支表）第二表をFTTH、HFCごとに分ける規定の整備など、事務手続に必要な規定の整備を行ってまいりたいと思っております。

次に、④は、報告規則の一部改正になります。今週火曜日にも御議論いただきましたが、回線数報告につきましては、3か月に一度ではなく、「毎月」お願いしたいと思います。そして、その開始を令和8年3月からとし、その際、令和8年1月末の回線数を報告徴求させていただきたいと思っております。また、来年6月末の回線数を来年8月に報告していただく規定も盛り込みたいと思っております。

最後のページ、12ページ目は、先ほど御説明した回線数のカウント方法の件であったり、その他所要の改正を行ってまいりたい趣旨を書かせていただいております。

説明は以上となります。

なお、本日の資料のうち、特に（P）と書かせていただいた部分につきましては、現在検討中の部分になりますので、次回の会合において、その部分を埋めて事務局案を御提示申し上げたいと思っております。よって、次回の会合は、本日の御議論も含めまして、本日のこの資料に変更を加えた部分のみを御議論いただく会合となることを想定しております。

以上になります。御意見のほど、よろしく願いいたします。

【関口主査】 どうもありがとうございます。

それでは、意見交換に移りたいと思います。御質問のある方は、チャット欄もしくは御発言にてお知らせいただければと存じます。どうぞお願いいたします。

相田先生、お願いいたします。

【相田主査代理】 相田でございます。

全般的には、これまでの議論を踏まえた内容になって、適切なものかなと思います。ただ、一か所、私が欠席した回に議論があつて、結論が出ているんだと恐縮なんですけれども、7ページ一番下のところですね。通信と放送との共用に関して、NTTさんから御提案があつたのは、IP方式に限り、放送サービスと共用する回線に限定し、費用を3分の2に圧縮するという事だったと私は理解していたんですけども、この書きっぷりだと、方式を問わず、このようにするんでしょうかというのが1点目の質問です。

それで、これに関してのコメントとしては、この制度、最初から100点満点であるわけにはいかないというようなことは当然ですけども、IP方式に関してこういうことをするのであれば、やっぱり本来は流れているトラフィック量というのは把握して、それに見合った圧縮というのをしたほうがいいと思いますので、放送で流れるトラフィックは把握できていないという状況を踏まえて、当面この数値にするんだということで、将来的な見直しをしたほうがいいのではないかなと思います。以上です。

【関口主査】 大堀さん、お願いいたします。

【大堀企画官】 NTT東西さんから後ほど特異判定式部分について補足いただければと思いますが、まず、コスト算定に関する報告書を今年、令和6年3月28日にまとめさせていただきました。既にその点御議論いただいております、要しますと、IPなのかRFなのか、そういった方式の違いに対して、今回のBBユニバ制度というものが何らかの影響を与えてしまうのはよろしくないで、両方含めて報告といった取扱い、3分の2を掛けるといった取扱いをするという方針になっております。

特異判定式についての契約数を用いて比率を掛ける部分について、NTT東西さんから補足いただければ幸いです。

【関口主査】 東西さん、お願いします。

【西日本電信電話株式会社】 NTT西日本の木下でございます。補足も含めてお話を差し上げます。

I P方式について、やはりトラフィックを取らないといけないのではないかという話の御指摘があったのですけれども、まず、RFでもI Pでも、どちらのパターンであっても、少なくとも交付金対象となる区間においては、未契約者に対してトラフィックが流れないということについては、重ねてになりますけれども、御確認の意味で発言させていただきます。

あと、トラフィックを取ったほうがいいのではないかという話もございましたけれども、今、企画官からもございましたが、放送サービスについて、扱いがRFなのかI Pなのかによって負担が変わるということになると、両者をそれによって区別したいなということになるということもございますので、いろいろ御議論はあったかと思えますけれども、そういった観点も含めて、両者は区別をしないといったことが一番よいのではないかということで、我々としては御提案をさせていただいたところでございます。以上でございます。

【相田主査代理】 ということは、だから、それに加えて、あとHFCもあるわけですがけれども、それを含めて、HFCの場合の回線数というのをどう考えるのかという話もあるかとは思いますが、その放送サービスを利用する回線、実質的には契約者数に限定して、費用を3分の2に圧縮するというのを、RF方式、HFCに対しても適用するという考え方と考えるとよろしいのでしょうか。

【関口主査】 大堀さん、お願いします。

【大堀企画官】 相田先生、ありがとうございます。御回答申し上げます。

おっしゃるとおりになります。コスト算定研究会報告書の54ページに記載がございまして、「一芯の場合における、こうしたRF方式とI Pマルチ方式に関わらず、3分の2のコストドライバにより通信に係る費用を把握する方法が、技術の進展等も踏まえ適切か否かは、制度の運用状況等も踏まえて継続的に見直しを行うことが重要である」とまとめていることも補足させていただきます。以上になります。

【相田主査代理】 でも、あのときには、特にHFCについては、もう流れっぱなしになっているので、ざっと2対1でと言っていたわけですがけれども、こういう具体的に放送サービスの加入者がどれだけあるかというようなことまで考えたときに、本当にその3分の2というのが適切なのか、それから、方式を問わず同じカウントなのかということについては、本来であれば、もう少し深掘りする必要があるのかなと思います。以上です。

【大堀企画官】 承知いたしました。引き続き、見直しを含めて検討させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

【関口主査】 ほかにいかがでしょうか。

春日先生、お願いします。

【春日構成員】 よろしいでしょうか。春日です。

どうも御説明ありがとうございました。全体的には、今までの議論を盛り込んだ形で資料を作成いただき、ありがとうございました。

それで、8ページ目の報告のところなんですけれども、通常の場合の報告についてと、例外の場合の報告をきちんとするというところで、問題ないと思います。

報告を公表するに当たっては、経営情報等は除くということなので、かなり限定された形での公表になるのではないかなと思います。これは仕方のない面があると思いますけれども、前々回ですか、数値を見せていただいたときに、やっぱり個別のケースによって金額のばらつきが大きいとの印象を受けました。

全体で見ると、ユーザさん一人当たりに対する負担はそんなに大きく変動しないかなという気もするんですけれども、個別のケースにおいて、相対的に金額が大きくなってしまったような費用については、負担の公平性を確保するという意味で、透明性も確保できたほうがいいのではないかなと個人的には思いました。

ですので、報告した情報の公表の仕方はこれから議論されるんだと思いますけれども、特に金額が大きくなるようなところについては、できる限り詳しい情報が分かるような形でやっていただけると良いと思いました。

今回は最初なんですけれども、何年か実績を積むうちに変動が大きくなり多額の費用を計上しなければいけないようなケースも出てくると思うので、そういう場合には通常のものよりも少し詳しく書くとか、何かしらの工夫があるとありがたいかなと思いましたので、一言コメントさせていただきます。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。

これは努力目標と伺うことでよろしいのでしょうか。

【春日構成員】 そうですね。それで結構でございます。

【関口主査】 ご指摘頂いたような形が望ましいということであります。事務局のほうにも、その旨御了解いただきまして、可能な範囲でよろしくお願いします。

【大堀企画官】 承知いたしました。

【関口主査】 ほかの先生方から今お手は挙がっておりませんので、ソフトバンクさんにお問い合わせできますでしょうか。

【ソフトバンク株式会社】 ソフトバンクの南川です。御意見させていただきます。

9 ページの報告のところになります。前回、弊社から御提案させていただきましたMVNO様のカウントのところに関して、いわゆるサービス卸についてはMNOの数値を正として扱ってはどうかという御提案に対して、MVNO委員会様から、とはいっても、サービス卸の中でも3万以上のMVNO様については総務省様に報告しているスキームもあるので、そちらを正として扱っていただきたいという御提案があったものと認識しております。

こちらのMVNO様の御意見に関しまして、弊社内でも検討したんですけれども、我々としては、総務省様が3万以上のMVNO様から直接負担を受けて、実数を把握しているにもかかわらず、それを一旦卸元であるMNOに比率ないしを通知して、その卸元であるMNOが改めて比率を計算して、再度総務省様ですとか支援機関に報告するという事になるかなと思ってまして、このあえてMNOに一回戻して再報告するということが、この案を複雑だったりとか非効率にしているものではなかろうかと考えております。

ですので、MVNO様が言うように、3万以上のMVNOの報告している数値のほうを正として扱うということと、既存のスキームを活用するというのであれば、このように一旦MNOに戻してまた再報告するといった非効率な運用をせずとも、3万以上の契約の一次MVNO様が報告している回線数を、そのままブロードバンドの負担金の対象回線として扱い、負担金の納付についても、支援機関様と直接実施したほうが、正確性だとか効率性の観点からも望ましいのではなかろうかと考えております。ただ、現行の制度の見直しが必要になるかと思うんですけれども、そういった部分で、ぜひ効率性の観点からも御検討いただければと考えております。

なお、3万未満のMVNO様については、現行の制度上も総務省様に御報告義務もないところから、そういった運用面と効率性から考えても、当社が提案したとおり、我々MNOが把握している回線数をもって御報告を行うということで問題ございません。

そうであれば、総務省様ですとか支援機関様、MVNO様かもしれませんけれども、作業負担は今回の案とそう変わるものではないと考えておりますので、ぜひお願いできればと。また制度の見直しということになりますので、時間をもし要するのであれば、一旦今回御提案のものを暫定運用とすることもやむを得ないと思いますけれども、ぜひ御検討いただければと思っておりますのでございます。以上になります。

【関口主査】 ありがとうございます。

大堀企画官、お願いします。

【大堀企画官】 南川様、ありがとうございます。前日も新たな御提案をいただき、大変助かっております。ありがとうございます。

そして、今御指摘いただいた非効率な部分があるというところですが、すみません、何らかの誤解を生じさせていたかもしれませんけれども、もともとそのような非効率な運用をするつもりは我々ございませんので、その点は御心配なくお願いできればと思っております。

端的に申し上げますと、契約数3万未満の方々について報告規則に基づいて報告をいただくというスキームに現在なっておりませんので、今回新たに報告を総務省に対して直接いただくのは、L2接続の一次MVNOの3万未満の方ということになります。そして、契約数3万以上の方については、引き続き我々に直接御報告をいただいて、MNOにおかれましては、御自身の分と、L3部分、サービス卸の部分で3万未満の分に関して、併せて総務省に御報告をいただければと思っております。以上になります。

【関口主査】 南川さん、いかがでしょう。

【ソフトバンク株式会社】 ありがとうございます。

我々が誤解していたところはあるのかもしれないですけど、納付だとか、その辺については、ただMNOを介して行うということは変わらないという理解でよろしいでしょうか。

【関口主査】 大堀企画官、お願いしてよろしいですか。

【大堀企画官】 若干幾つかのパターンがあろうかと思いますが、1点明確に申し上げられるのは、TCAの業務負担を軽くし、業務効率性を上げるためにも、卸に関しては、卸先ではなくて、卸元から直接負担金を徴収させていただくというのは、2月答申の中で既に決まった方向性でございますので、そのように省令を書く、あるいは指針等を書いていくといった作業になってまいります。

改めて事務的にも話をさせていただければ幸いです。

【ソフトバンク株式会社】 承知しました。よろしく願いいたします。

【関口主査】 ほかの先生方、あるいは、オブザーバの方、いかがでしょう。

私からもよろしゅうございますでしょうか。

6ページの下から3行目、下から2番目のバーの補助事業等による構築資産が圧縮記帳されていない場合には、当該補助金額分を減価償却費から控除するという記載に関してですけれども、補助金の制度というのは、圧縮記帳以外の積立金方式だとか、資本剰余金方

式とかあるんですが、実務上はほとんど圧縮記帳で行われているように思います。補助金について圧縮記帳がない場合ということの想定はどのようなことを想定されているのか、ちょっと説明いただいたほうがよろしいかと思えますし、あと、東西さんからも教えていただければと思います。

先に大堀企画官からよろしいですか。

【大堀企画官】 すみません、関口主査のお声が途中で途切れ途切れになってしまいましたので、的確に回答できるかどうか……

【関口主査】 もう一回言いましょうか。

【大堀企画官】 いえ、ただ、大体の御趣旨は受け止めたつもりです。

まず、私がここに書いたこの文章の趣旨としましては、3月答申に至るまでに、自治体も含めまして、この場や審議会のワーキンググループでヒアリングをさせていただいて、事業者等ヒアリングも通じて分かったことは、ほとんどの場合、圧縮記帳されているということでした。よって、そうしていない場合を想定して書いているということで、実質的には空振り規定になるかとは思っているところです。

特異判定式に関して、NTT東西さんから補足いただければと思います。よろしく願いします。

【関口主査】 木下さんですか。

【西日本電信電話株式会社】 NTT西日本の木下でございます。

今、事務局様からございましたとおり、補助金事業等の構築資産については、圧縮をするというのが基本になってございますので、空振り規定というお話がありましたけれども、基本的にはあまり適用が見込まれないものかと思えます。ただ、一応、今後、この項目を設けておけば漏れはないということは言えると思えますので、そういう面においては、特に弊社としては、この文面に対して何かということはないといったところでございます。

回答は以上になります。

【関口主査】 ありがとうございます。

お二方からの説明でよく理解できました。空振り規定かもしれないけれど、念押しの規定だということは十分理解できました。どうもありがとうございました。

TCAの山本様から発言希望がございますので、お願いいたします。

【電気通信事業者協会】 8ページが一番下の段落に関して、これは新しい内容かと思いますが、当方への影響も踏まえて、発言させていただきます。

【関口主査】 今、冒頭のページ、何ページなのかのところ聞き取れなかったんですが。

【電気通信事業者協会】 すみません。8ページでございます。8ページの第三節、交付金交付の特例のポツの3つ目のパラグラフでございます。

上2つのポツは、電話ユニバの場合でも算定規則に、ほぼ同様なことが書いてございませし、これまでもこういう例があったので、こういうケースが生じた場合の特例が必要になるということは承知をしておるのですけれども、ポツの3つ目は、地域指定に関する事柄ですので、BBユニバで初めて生じる特例となるわけでございます。

先ほどの大堀企画官の御説明では、指定された地域が解除になった場合に、すぐに該当する事業者の交付金の減額をするということが必要であるというお話でございました。

ただ、その考え方に私どもとしては了解できないところがございまして、当該地域の交付金は、減額しようとする交付金は、その前提として、その前年度に事業者から原価の提出を受けて、私どものほうで算定をして、認可申請をし、認可を受けた内容で、それに基づいて交付する交付金でございます。ところが、この特例の場合は、その手続に沿わずに、つまり、事業者の原価算定の出し直しとか、認可申請や認可ということもなく、当方のほうで何らかの算定をして減額をするというような案と受け止めさせていただきましたが、ここに問題点があるというように捉えておりますのは、一つは、解除になった地域も含めまして、その該当事業者は、赤字額ということで原価を提出しており、そしてまた、繰り返しになりますけれども、私どものほうから認可申請をして認可を受けた内容でございます。

つまり、言わば過去の赤字額でありますけれども、交付金として補填を受けることで、BBの維持管理に言わば寄与するということかと思っておりますけれども、それが本来の制度の目的である赤字額を補填することによってBBの維持管理をするというところに反するのではないかという点がまず大きな点であります。

それから、当該事業者にとっては具体的な地域のコストに基づいて原価を出し、その交付金を受けることを、認可も受けたということで期待をしているわけですが、その期待に背くものであろうということ、さらに、支援機関といたしましては、地域が解除されたということは通知によって情報を得るとしましても、減額すること自体について、また、減額する内容について、どのような根拠で、また、どのような算定の仕方をして減額をすればよいのか、そういうことが示されておらず、言わば支援機関の運用や対応に任せられるということかと思っておりますし、ここには書いてございませんが、もしそれを正当に行う

ために個別の修正認可を、この一部の地域の解除のために要するとなれば、またそれはそれで私どもにとって物理的あるいは時間的な負担になるわけでございますし、そのような意味で、このような特例が本当に必要かどうかと思っております。

先ほど大堀企画官のお話では、電話ユニバの場合と違いますと、電話ユニバは過去の赤字額の補填であるけれども、BBユニバの場合は、過去の赤字額の補填プラス、現在の費用の支援という趣旨があるというお話でしたが、この点について、実は事前に御説明いただいたときに、その理由をお尋ねしたところ、法律の交付金に関する一番基本的な規定である107条をお示しいただいたのですが、私どもでその107条の条文を読む限り、電話ユニバの場合とBBユニバの場合で交付金の考え方や性格、そういうものが異なるようには理解できませんでしたので、このような特例を設ける理由、根拠、そういうものがあるのだろうかと思わざるを得ないという次第でございます。いろいろ申しましたけれども、制度の趣旨や、事業者の期待に背くこと、私どもの負担、そして、根拠が果たして適切なものかどうか、そういう点で疑問がございますので、再検討をお願いしたいと思います。

以上です。

【関口主査】 どうもありがとうございます。

大堀企画官、コメントされますか。

【大堀企画官】 TCAの山本専務、ありがとうございました。

電話ユニバの制度設計と異なりまして、BBユニバの交付金制度に関しましては、現状の設備の維持コストを補填するという制度設計になっております。これらの御議論は令和4年から積み上げてきているところでございますので、事務的に改めて御説明をさせていただきたいと思っております。

端的に1点だけ申し上げますと、第二種適格電気通信事業者がその適格性を失って指定解除になった、その日以降も引き続き、昨年度の情郵審における認可があるからといって、支援機関からBBユニバの交付金をもらい続けるというのは、事業者間で補填し合い、そして、エンドユーザに転嫁され得るという仕組みからいって、とても御理解が得られないのではないかと思っております。その点も含めまして、この特例は法制度に基づく必要な仕組みだということであり、改めて事務的に御説明申し上げたいと思っております。

以上になります。

【関口主査】 ありがとうございます。

認可事項の改めての修正認可を示すみたいなのが必要なのかも含めて、少し事務方と

T C A様とのほうで詰めていただければと思いますが。T C Aの山本様、いかがでしょうか。このような事務方との詳細を詰めるということでもよろしゅうございましょうか。

【電気通信事業者協会】 はい。これまでも、これまでもと言ってもごく最近の話でございますけれども、このような御提案をいただいて、当方も鋭意検討してきたところでございますけれども、ただ、そもそも論のところを含めて、やはり私ども十分理解ができませんし、当方だけではなくて、当該事業者の方も含めて影響もあろうかと思っておりますので、また電話ユニバの場合とB Bユニバの場合で赤字補填の内容について、根本的な相違があるものなのかどうか、その辺のところも含めて十分な御説明をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【関口主査】 了解いたしました。

次回、10日にもございますので、そのときまでに調整ができればと存じます。

続きまして、相田先生から御発言希望がございますので、お願いいたします。

【相田主査代理】 今の件ですけれども、8ページの一番下の件というのは、典型的には、競争事業者が現れたとき、支援中に50%以上をカバーする事業者がもう一者現れたときに、これは一朝一夕にはできないわけですが、この適格電気通信事業者にとっても、ある程度前から予期できることではあるかなという気はするんですけれども、ずっとこの制度で競争区域は支援しないよということになっているとの関係で、よく事務局との間で、どういうタイミングで切るのかと、そのときの手続をどうするかというようなことについては御相談いただければいいかなと思いました。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。

競争区域になっていくという可能性はそもそも可能性としては低いような気がしますが、細部にわたって、この際、詰めておくことも望ましいですね。

ほか、いかがでございましょうか。

K D D I の山本様、お願いいたします。

【KDDI株式会社】 K D D I の山本です。回線数のカウントについて、ちょっと指差し確認でございます。

事務局様からの説明をもし私が聞き漏らしていたら大変お恥ずかしい話なんですけれども、前回御議論いただいたいわゆる衛星からの直接通信、弊社でD 2 Cという言い方をしたものです。弊社としては、お客様に対して2カウントにならないよということをお願い申し上げた次第ですが、その件が今回の資料の中でどこに書かれていたのかなとい

うのがちょっと分からなかったなので、この辺、どういう方向性になるのかを確認させていただければと思いました。よろしくお願いします。

【関口主査】 事務局、お願いいたします。

【大堀企画官】 KDDI、山本様、ありがとうございます。

衛星アクセスについては、独立で一カウントということでやらせていただきたいと考えております。

その上で、別途御提案のこの件に関しましては構成員の皆様からぜひ御意見をいただければと思っておりますが、本契約を補完する形で一回線とカウントするとの議論をさせていただいた公衆無線LANアクセスサービスとは違う考え方をするのか否か考えていかなければならないと思っております。契約を別々に分けているならば、回線数も二カウントと数えるのが筋ではないかと事務局としては考えております。今回のこの省令改正の資料にはその点については触れていない、つまり原則どおりと考えているというところがございます。ただ、皆様が本日お時間の許す限りで、その点についてもKDDI様とともに御議論いただければ幸いです。以上になります。

【関口主査】 了解です。

山本様からの御発言でよろしいですかね。あるいは……

【KDDI株式会社】 すみません。御議論いただいたのが資料に書かれていないのは大変遺憾なので、ちょっと心外だったんですけれども、改めて申し上げますと、今事務局様から御説明いただいたのは、契約が二契約というふうに申し上げましたが、私どもとしましては、まだサービスが提供されていけませんので、契約のつくりとかサービスのつくりはこれからになります。

契約のつくりというのは、いろんなやり方があると思いますが、ただ、大事なことは、キャリアアグリゲーションと同じで、複数の周波数でエリアもカバーしていくという形になります。だから、お客様からしますと、二回線という意識が基本的でない形でサービスを提供されるということになるのかなというふうに考えております。この契約のつくり方は、テクニックの部分もありますので、これは各社もしかして違うかもしれませんし、それはいろいろなお客様にできるだけ御迷惑をかけないような形でサービスを提供していければなという思いがございます。

ですから、お客様からすると、二契約ということは認識されない形を想定しているということを、構成員の先生の皆様も含めて、御理解いただければと思っております。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。

この点につきまして、構成員もしくはオブザーバの皆様から御発言いかがでしょうか。

どなたからでも結構なんですけれども、他社さんを含めて、衛星は契約上別にしないというか、キャリアアグリゲーションと同じような契約形態を想定するというふうに、他社さん含めてお考えだということなんでしょうか。

先ほどの大堀企画官の話では、契約が別であれば二契約になるのではないかという指摘のほうに重きを置いた判断だと思うんですが、その点につきまして、実務上の対応ですとか、お考えをお聞かせいただけますでしょうか。お願いします。

【KDDI株式会社】 KDDIの山本ですけれども、ちょっと補足コメントをさせていただいてもよろしいでしょうか。

【関口主査】 どうぞ、お願いします。

【KDDI株式会社】 弊社のサービスが念頭に置いているのは、スターリンクというものを念頭に置いたサービスでございますが、これも幾つかいろいろなサービスの提供の方法がございまして、今議論させていただいているのは、お客様が現にお使いのスマホで、そこに新たな周波数が、基地局ではなくて衛星からも捕捉できるというものでございます。これについては、お客様が一回線ということ念頭に置いているということ先ほど申し上げた次第でございます。

契約というのも、これも先ほど申し上げましたように、いろいろなやり方がございます。同じ技術であっても、契約の形は二本にするとか、一本にするとか、契約は一だけドプランを変えるとか、いろいろなやり方があるので、多分各社さん今の時点で、弊社も含めて、サービスを提供していない段階で確約は難しいと思うんですね。なので、一契約一回線みなしとしていただきたい。

一方で、スマホではなくて、衛星のサービス単体で、これはどっちかという法人向けのユーザを念頭に置いておりますけれども、この衛星のリンクサービスだけを提供するようなブロードバンドサービスというのもございます。これについては、当然一回線みなしということは当然であるかなと思います。以上です。

【関口主査】 TCAの山本様から発言希望がありますが、この点に関してであればお願いします。

山本様、先ほどの点、あるいは、今のスターリンクの件でしょうか。

【電気通信事業者協会】 TCAの山本ですけれども、今のKDDIの山本様の御意見と

直接関係ある話ではなくて、別件でございましたので、そちらが終わってからで結構でございます。

【関口主査】 了解です。では、ちょっと後回しにするということで、先にこのスターリンクの件で御発言をお受けします。このスターリンク、一般ユーザが全く付加的な契約も付加的な料金も加算せずにこのサービスを受けられるということなんでしょうかね。山本様のお話で言うと、法人は別途の契約があり得るから、ここは二カウントで構わないということでしょうけれども。

【KDDI株式会社】 すみません。KDDI、山本です。

今申し上げたのは、単体というのは、スマホを念頭に置いたものではなくて、法人のお客様が、通常の市街地とかではなくて、例えば、山の中で何か工事現場としてインターネットのリンクとして使うとか、まさにブロードバンドのアクセス回線として単体で使うサービス、そういうものもございますので、その場合は、当然それ自体で一本のサービスということを上上げた次第でございます。

【関口主査】 だから、そこは二契約でいいんですよ、了解だということですよ。

【KDDI株式会社】 二契約というよりも、それはもう多分スマホは全く関係のない……

【関口主査】 また別の契約をしている。二契約というか、カウント対象になるというふうに理解していいんですよ。

【KDDI株式会社】 そうですね。

【関口主査】 そうでない場合は、事実上、これは一回線なんだという御趣旨ですね。

【KDDI株式会社】 はい。そういうふうに、多分お客様からは二回線分という見え方はしないはずですので、一契約みなし、一回線みなしとしていただくとありがたいという趣旨でございます。

【関口主査】 はい。ほかに衛星を想定されている他事業者さんの御意見も承りたいんですが、いかがですか。

相田先生から先に手が挙がっていますので、相田先生、お願いしましょう。

【相田主査代理】 相田ですけれども、やっぱりそのサービス形態が実際出てこないと判断が難しいなというのが私の直感なんですけれども。

私、欠席させていただいた回に、無線LANも、有料のものは全部カウントしますよということでコンセンサスが得られたというお話でしたので、このダイレクトコールについても、やっぱり月額料金に何がしか上乗せされるというようなことであると、それを一回

線とするという、なしにするというのはちょっと考え方にあるかなと思いつつ、それ込みでその料金プランということであれしたとすると、見かけ上、ダイレクトコールがあってもなくても同じ値段というようなプランもあり得るわけでもって、そのところが本当に一まとまりの契約なのかというところが、サービス形態がもう少し見えてこないと判断しにくいかなというのが私の直感です。以上です。

【関口主査】 私も相田先生の直感と同じだと思うんですよ。ダイレクトコールについては、まだサービスとして実現していないところもありますけれども、想定しなければいけないと。なかなか厳しいので、現実のサービスを見ながらの判断ということもありかなと思うんですが、オブザーバの皆様、構成員の先生方、いかがでしょうか。

【KDDI株式会社】 KDDIの山本です。

今のお話は、まだ現時点では多分決められないというふうに理解をしましたので、実態が分かってきたら改めて整理というふうに私は理解いたしました。ということは、基本的には、サービスインをするときにはカウントしないということを前提に、必要に応じて制度的にカウントしなければならないというのを改めて別途、事後的に整理されるかどうかを御議論いただく、そういう場があるというふうに理解いたしました。

【関口主査】 そこは相田先生の御意見のように、サービスインしたときに、そこは有料なのか、一回線と同様なのか等の判断があり得ると思います。ですから、現時点ですぐに答えが出るという話ではないかもしれません。

ソフトバンク様から手が挙がっていますが、お願いします。

【ソフトバンク株式会社】 ソフトバンクの南川です。

先ほどの公衆無線LANの話で無償、有償の話がございましたけれども、弊社、前回も発言させていただいたんですけれども、一体提供しているかどうかというところについて、有償、無償だけで判断するものではないかなと思っていまして、一体的に運用されていて、お客様の受益がどのように判断されるかというところがポイントだと思っておりますので、必ずしも有償、無償で切り分けて、二カウントするのか、一カウントするのかということではなかろうかなというふうに思っております。以上になります。

【関口主査】 ありがとうございます。

うん。おっしゃることはよく分かるんだけど、ただ、有償の場合というのは、それなりの費用、実費を伴うことで、追加の契約があるというふうに判断せざるを得ないんじゃないでしょうか。その意味では、契約がどうなっているかはちゃんと見なければいけない

いということなんだと思うんですが。

【ソフトバンク株式会社】　そうです。その観点もないことはないと思うんですけども、有償か、無償かとかというのは料金のプライシングの話で、どう事業者が設定するかにもよってくるかなというふうに思っております。

【関口主査】　でも、やっぱり契約約款を変えなきゃいけないでしょう、金を取るとしたら。

【ソフトバンク株式会社】　無償のものを有償にする場合には、そうかもしれませんけれども。

【関口主査】　あるいは、新サービスとして設定するときも、何らかの定款等は出すんじゃないでしょうか。

まあ、現実に出てきてからの話かもしれないね。

【ソフトバンク株式会社】　はい、承知いたしました。

【関口主査】　コメントどうもありがとうございます。

砂田先生、お願いします。

【砂田構成員】　砂田です。

今のところなんですが、関口先生がおっしゃったように、無償だと契約しているという認識が利用者のほうにないかもしれません。ですので、利用者にとってみると、丸々二回線契約したという認識がないような状態で、いきなり二回線とカウントするというのは、ちょっとどうかなと思います。

そういう現状の契約形態を、新たな契約に変更をお願いする場合ですけども、利用者にとってみれば、あまり損失というか、特に大きな問題がないと思われれます。一方、事業者にとってみると、自ら何か問題を起こして直面した事態ではないのに、契約を変えなければいけないという負担が生じます。であれば、前回、相田先生がおっしゃったと思うんですが、経過措置を取るなりして、その負担を軽減する措置があつていいのではないかなと思います。以上です。

【関口主査】　どうもありがとうございます。

何かこの点について、事務局からコメント等ございますでしょうか。

【石田事務官】　事務局でございます。

関口先生の声がよく届いておりませんでしたので、もう一度お願いできますでしょうか。

【関口主査】　今の段階で、今までの議論を踏まえて、事務局から何かコメントいただけ

ますでしょうか。

【大堀企画官】 事務局でございます。2点申し上げたいと思います。

まず、公衆無線LAN関係については、次回御議論いただきたいと思っておりますが、本日いただいた意見を受け止めさせていただいて、さらに検討を深めたいと思っております。

また、サービスインしていないものについて、本日御説明している省令化する内容の資料に記載するのはなかなか厳しいと思っており、関口先生、相田先生からも御指摘いただきましたサービスインになってから、改めて、全体の見直しフェーズの中で御議論させていただければありがたいと思っております。以上になります。

【関口主査】 どうもありがとうございました。

ということで、この議論はこのぐらいで切り上げてよろしゅうございましょうか。

【KDDI株式会社】 KDDIの山本ですけれども。

今、事務局のほうから、公衆無線LANは、次回ですか、改めて整理というふうにお話があったと思いますので、このD2Cのサービスについても、もちろんまだこれサービスインされていないということでございまして、構成員の先生からは、最初は何らかの負担軽減といいますか、あるいは、ある程度整理されから改めてということもございましたので、その辺りも含めて、少し明確にさせていただけるとありがたいと思います。次回の資料の中で明確にさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【関口主査】 事務局への要望ですので、よろしく御対応いただければと存じます。

ほかの先生方、オブザーバの方から、この件に関してはよろしゅうございましょうか。

それでは、以上にさせていただいて、TCA、山本専務、お待たせしましたが、コメント等お願いいたします。

【電気通信事業者協会】 再度で申し訳ございません。TCAの山本でございます。

今度は別の点に関することでございますけれども、資料で言いますと1ページ目の一番下のポツのところ、あるいは9ページ目の一番上のポツのところ、それぞれ支援機関からの交付金または負担金に関する認可申請の時期に関する部分でございます。

それぞれ、このポツの中で、括弧書きで、年度経過後7月以内に総務大臣に申請と書かれております。

ちなみに、電話ユニバの場合は、6月以内となっておりますので、これまでも9月末までに認可を申請してまいりましたが、今回、BBユニバの場合は、制度の複雑さや事業者

数の多さなどによる算定作業の大変さも御考慮いただいた上で、7月以内、つまり10月までにということになったものと受け止めております。

ただ、正直申し上げて、原価算定資料の提出が8月末、認可申請が10月末、その間、2か月ということがございますけれども、その2か月間で、このBBユニバの原価の資料を基に、そのコスト、原価を地域ごとに確認する、あるいは、設備の部門ごとに確認をする、標準判定式の適用を確認する、また、個別の実際費用の場合に様々な補助金や減価償却費などの控除を確認する。事業者のほうでの原価の資料の作成も大変御負担が多いかと思っておりますけれども、その上で、私どもは、適格事業者の全体から頂いた資料をやはり一つずつ細かく確認して、さらに、それが確かであるということについて当方の公認会計士の確認、監査を受ける、そしてまた、TCAにはこの支援業務に関する諮問委員会が置かれておりまして、そこで諮問・答申を受ける、そういう作業や手続がございます。従来の電話ユニバに比べますと、もう格段に大変な作業になるものと考えております。

ただ、具体的にどういう作業がということになりますと、今まさに算定規則の御審議がされているところでありますし、具体的に原価として出されるものの内容や控除するもの内容がどうなるかとか、また、それを具体的に記入して提出していただく様式がどうか、そういうことなどはまだ固まっておりませんので、その制度、様式、あるいは算定のやり方等で、その作業の量とか作業に要する期間は、もちろんその作業を行う要員というのも一つの要素ですけれども、変わってくるということもありますし、また事業者数も毎年変動するでしょうから、具体的に何か月あれば大丈夫かということは、例えば、今回の案である2か月で大丈夫ですということは軽々に申し上げられませんし、あるいは、逆に何か月あれば大丈夫だということも申し上げにくいということです。

ただ、ざっくりとしたイメージとしては、相当な作業量が発生し、システム化がどこまでできるかというのは、特に初年度は厳しいと思いますので、人間がそれを処理していくという意味では、単に人を増やせば、その仕事算の割り算で日数が減るというものでもございません。また、特に初年度は、この算定の考え方も具体的な適用に関しては、原価の確認について各事業者にいろいろ問い合わせるだけでなく、対象となる費用の範囲、除外する費用の範囲、そういうものを個別個別に総務省に問い合わせ確認するというようなことも恐らく必要になってくるかと思っております。それは初年度だけではなく、毎年何らかのそういう作業もあると思っております。

したがって、単純に数字を集計するような作業ではございませんので、私どもとしては、

そこはできるだけのアローワンスをいただければありがたい。そのような意味で、これは省令で書く話ではないのかもしれませんが、それ以外の点でも工夫をしていただけないかというところもございまして、例えばの話ですけれども、省令事項ではないことを申し上げるのは恐縮ですが、事業者さんからの原価の資料の提出は、本来であれば8月末に全部、一斉に出てくることになるのでしょうけれども、それを、例えば、業務区域の小規模な事業者さんであれば、早めに計算していただいて早めに出していただくとか、大規模な事業者さんでも、計算ができたところから、正式ではないかもしれませんが、事実上出していただくとか、そういう運用なども含めて、当方の作業が円滑に進むように、それは交付金の算定の全体に関わる問題でもあると思いますけれども、そういう点を十分お考えいただけないかということでございます。現在のこの省令案のように2か月でやってくれということについては、正直申し上げて、リスクがかなりあるかということで、直ちには了解できないというのが現時点での私どものスタンスになります。以上です。

【関口主査】 どうもありがとうございます。

TCAさんがこうやって実務を回していただくに当たって、8月末の原価算定から2か月で申請業務を全部回していくのは事実上厳しいという、悲鳴に近いお言葉を頂戴いたしました。できるだけ対応ができればとは思いますが、この点につきまして、事務局からコメントを頂戴できますでしょうか。

【大堀企画官】 ありがとうございます。

9月6日のTCAヒアリングにおいても聞かせていただいた、業務量が逼迫するという点でございました。我々もそれを考慮させていただいて、最大限、我々総務省における事務作業期間を短くして、その分TCAの作業期間を長くするという工夫をさせていただいている状況でございます。

また、次回の会合において、BBユニバ事務の全体的な年間運用スケジュールのようなものをイメージ案としてお示しさせていただければと思っております。その案をつくっていく中で、事務的にTCAと我々総務省とで折り合えるところを協議し、結果を皆様に御提示させていただきたいと思っております。そうなるための事前のTCA様からの御発言だったのかなと受け止めさせていただきます。以上になります。

【関口主査】 ということで、乞う資料御期待ということなんですけれども。いかんせん、この制度はまだ未稼働な状態なんですけれども、23万超という膨大な町字数からスタートして、しかも、交付金の交付対象になっている事業者さんも複数存在します。従って全

体の事務量も相当なものになることは間違いないので、できるだけ関係する皆さまの御協力を得ないと回っていかない制度かなというふうには思っておりますので、その点もよろしく願いいたします。

ほかに、どなたからでも結構ですが、コメント等、御意見など御発言があればお願いいたします。

今の段階では追加の御希望はいただいていないようですが、この辺りで議論を閉じても大丈夫でしょうか。チャット欄も入っていない状態です。

それでは、この辺りで御意見、御質問は尽くしたと判断させていただきまして、本日の意見交換につきましては、ここまでとさせていただきますと存じます。

では、10日ですけれども、次回会合につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【望月補佐】 構成員の皆様、オブザーバの皆様、本日も御議論ありがとうございました。次回会合につきましては、来週10日木曜日、15時からを予定してございます。よろしく願いいたします。

【関口主査】 以上をもちまして、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会第14回会合を終了いたします。

本日も活発な御議論いただきまして、どうもありがとうございました。これにて失礼いたします。

(以上)